

# 新入生端末整備費助成事業のご案内

生徒一人1台端末の教育環境整備に向けて、学校が端末を整備する場合又は学校が保護者の端末購入費用への負担軽減に取り組む場合に、その経費の一部を助成します

## ◇ 助成対象学種 ◇

都内の私立高等学校（全日制・定時制）、特別支援学校（高等部）



## ◇ 助成対象事業 ◇

生徒一人が1台の端末（ノートパソコン、タブレット等）を使用可能な教育環境整備のため、**①学校が端末を整備する場合** 又は **②学校が生徒(保護者)の端末購入費用への負担軽減に取り組む場合**の経費

○対象経費

- ・学習用として使用するタブレット、パソコン等の各種端末機器
- ・各種端末機器の周辺機器（マウス・キーボード等）及び保守、保証料 等

※学校又は生徒（保護者）が**新規に端末を購入した場合**が対象となります。 ※**新入学生1学年分**が対象となります。

## ◇ 助成内容 ◇

### ①学校が端末を整備する場合(学校が整備した端末を生徒に貸出)

助成対象	学校が行う <b>端末整備に係る経費</b>
助成額	上限額：端末1台当たり6万円 端末価格9万円までは、学校負担額は3万円定額

※学校が端末を生徒に有償で貸し出す場合は、その貸出料分を除いた額が対象となります。

### ②学校が生徒(保護者)の端末購入費用への負担軽減に取り組む場合

助成対象	学校が行う、 <b>生徒(保護者)の負担軽減に係る経費</b>
助成額(基本分)	上限額：端末1台当たり6万円 端末価格9万円までは、生徒(保護者)負担額は3万円定額

○**学校が、所得が一定基準以下の世帯(※1)、多子世帯(※2)への更なる負担軽減を行った場合、助成額を加算**

助成額(加算分)	所得が一定基準以下の世帯の保護者負担額をゼロにした場合	1人当たり3万円を加算
	多子世帯の保護者負担額を1/2にした場合	1人当たり1万5千円を加算

※1 所得が一定基準以下の世帯：世帯年収が約350万円未満の世帯 ※2 多子世帯：扶養する23歳未満の子が3人以上の世帯

## ◇ 申請期間 ◇

①令和4年9月1日(木)～9月30日(金)  
・新入生に係る基本分(上限額6万円の部分)

②令和5年1月4日(水)～1月31日(火)  
・転入生に係る基本分(上限額6万円の部分)  
・所得が一定基準以下の世帯及び多子世帯加算分(3万円又は1万5千円の部分)

※申請書等を作成の上、郵送にて申請してください(様式は当財団ホームページからダウンロード)

## ◇ 助成金の交付決定及び交付の時期 ◇

- ・助成金交付決定通知書送付：令和5年3月中旬(予定)
- ・助成金交付：令和5年3月下旬(予定)

## ◇ お問合せ先 ◇

事業内容の詳細は、財団ホームページをご覧ください。また、**個別事前相談**を実施しておりますので、ご希望がございましたら、是非お申込みください。その他ご不明な点については、下記問い合わせ先まで。



URL <http://www.shigaku-tokyo.or.jp/>

私学財団 助成事業

検索

公益財団法人東京都私学財団 振興部振興課

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ11階

☎03-5206-7923

振興課専用アドレス：[shinko-joseikin@shigaku-tokyo.or.jp](mailto:shinko-joseikin@shigaku-tokyo.or.jp)